

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神保健福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請の受理・交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の申請の受理・医療受給者証の交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス等(障害福祉サービス・地域相談支援・計画相談支援)、及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)に係る支給決定等に関する事務 上記に係る申請及び支給決定等に関する事務に特定個人情報ファイルを使用する
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳, 精神通院医療, 障害福祉サービス等支給決定等及び移動支援・日中一時支援システム並びに中間サーバコネクタ及び中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳, 精神通院医療, 障害福祉サービス等支給決定等及び移動支援・日中一時支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 14, 84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条, 60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条, 10条, 12条, 14条, 19条, 27条, 30条, 31条, 44条, 55条, 59条の2の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108, 109, 110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条, 55条の2, 55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	旭川市福祉保険部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	旭川市市民生活部市民活動課市民参加推進係(市政情報コーナー) 〒070-8525 北海道旭川市6条通9丁目46番地(総合庁舎1階) 電話番号 0166-25-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I－1－② 事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、障害福祉サービスの支給及び精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の給付に関する事務	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請の受理・交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の申請の受理・医療受給者証の交付等に関する事務 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス等(障害福祉サービス・地域相談支援・計画相談支援)、及び地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)に係る支給決定等に関する事務		
平成29年3月31日	I－1－③ システムの名称	障害福祉サービスシステム、精神障害者保健福祉手帳システム、精神通院医療システム 中間サーバコネクタ 中間サーバ	精神障害者保健福祉手帳システム、精神通院医療システム、障害福祉サービス等支給決定等システム、移動支援・日中一時支援システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ		
平成29年3月31日	I－2. 特定個人情報ファイル名	障害福祉サービスファイル、精神障害者保健福祉手帳ファイル、精神通院医療ファイル	精神障害者保健福祉手帳ファイル、精神通院医療ファイル、障害福祉サービス等支給決定等ファイル、移動支援・日中一時支援ファイル		
平成29年3月31日	I－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 14、84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14、60条	番号法別表第1 14、84の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第14条、60条 旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 13の項		
平成29年3月31日	I－4－②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 16、26、56の2、57、87、109、116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、19、30、31、44条 ※第109、116項は、現時点で主務省令に規定なし (情報照会の根拠) 番号法別表第2 25、108、109、110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条、55条 ※第109、110項は、現時点で主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108、109、110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、55条の2 ※110の項は、現時点で主務省令に規定なし		
令和1年6月26日	表紙、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	旭川市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	旭川市は、精神保健福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
令和1年6月26日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108、109、110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、55条の2 ※110の項は、現時点で主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108、109、110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、55条の2、55条の3		
令和1年6月26日	I－5－② (所属長→)所属長の役職名	障害福祉課長 高桑 和寿	障害福祉課長		
令和1年6月26日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎1階) 電話番号 0166-25-6476	旭川市福祉保険部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目(第2庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476		
令和1年6月26日	Ⅱ－1. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		
令和1年6月26日	Ⅱ－2. いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点		
	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108、109、110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、55条の2 ※110の項は、現時点で主務省令に規定なし	(情報提供の根拠) ○番号法別表第2 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) ○番号法別表第2 108、109、110の項 ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、55条の2、55条の3		
	Ⅱ－1. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		
	Ⅱ－2. いつの時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和2年12月1日 時点		